

高知県公安委員会告示生企第19号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社EXCITE 代表取締役 大住 信雄	回胴式遊技機 Sハイヨレ!ニヤルコサンY 2S0811	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司	ぱちんこ遊技機 Pデビルマン黄金黙示録N-K1 Y T 2 50 1P1539	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司	ぱちんこ遊技機 Pもっとあぶない刑事L3-MX 2P0863	告示の日から3年間
東京都中央区銀座三丁目10番1号 株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇	ぱちんこ遊技機 Pうしおととら2FM-TS 2P0807	告示の日から3年間
愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地 株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明	ぱちんこ遊技機 P天才バカボン6FD-RS 1P1094	告示の日から3年間
愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地 株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明	ぱちんこ遊技機 PダイナマイトキングEXFN-T 210184	告示の日から3年間
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟 株式会社アクロス 代表取締役 中島 忠雄	回胴式遊技機 S/忍者じゃじゃ丸くん/B J 1S1611	告示の日から3年間